

令和6年度
当 初 予 算 の 概 要
(案)

～新たな医療体制の確保と、更なる定住を進める予算～

令和6年2月

阿 武 町

目 次

I 予算編成方針	P3
基本方針	
基本的視点	
II 予算の概要	P6
1 予算の規模（一般会計、特別会計、企業会計）	
2 歳入の状況（一般会計）	
3 歳出の状況（一般会計）	
III 政策的課題への対応	P11
1 誇りと活力のある仕事づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P11
2 個が尊重される生活づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P17
3 人が集まるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P22
4 町の力となるひとづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P27
5 未来につなぐ環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P31
6 安全安心な暮らしづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P35
7 時代に応じた行財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P38
IV 財政の現状と見通し（一般会計）	P39
V 健全化判断比率、資金不足比率	P43
VI 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途	P44

I 予算編成方針

【基本方針】

阿武町は、住民と行政、議会がお互いの信頼関係に基づいた連携や協調のもと、単独町政を堅持し、「選ばれる町」になるため、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービスや防災・減災対策を鋭意推進しているところである。

特に、令和元年度策定「第7次阿武町総合計画」の基本理念である「選ばれる町をつくる」の7つの施策の大綱に沿った各種事業の着実な実行を図るとともに、「第2次阿武町版総合戦略“森里海と生きる町”」に沿った5つの方針についても事業化に向けた取組を行いながら、町の将来像である「夢と笑顔あふれる『豊かで住みよい文化の町』」を目指し、健全で計画性のあるまちづくりを進めているところである。

国においては、令和5年6月に「経済財政運営と改革の基本方針（以下「骨太の方針」という）2023」を閣議決定し、これを踏まえた国の令和6年度予算「概算要求基準」において、「骨太の方針2021」及び「骨太の方針2022」と併せ、経済・財政一体改革を着実に推進する一方、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならないとするとともに、地方の一般財源総額については、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

こうした状況の中、当町は現在、財政状況は健全な状況を維持しているものの、人口減少による税収や交付税の減少による歳入減が今後予想される一方で、社会保障経費をはじめとした義務的経費や公共施設の長寿命化対策経費も年々増加傾向にあることに加え、昨今の原油価格・物価高騰にも対応していく必要があることから、今後は厳しい財政運営を迫られることが懸念される。

このことを念頭におき、引き続き健全な財政運営を堅持するため、事業の取捨選択と優先順位付けを行い、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することで、限りある財源の有効活用に努めると同時に、「稼げる町づくり」の実現に向け、「まちの縁側拠点施設」等を活かした、「ひと・モノ・お金」の持続可能な循環型社会を構築し、『阿武町らしさ』を最大限発揮した積極的な事業を展開し、町民や帰郷・移住者に「選ばれる町」をつくるための諸施策について、職員が一丸となり参加・参画しながらオール阿武町で取り組み、事業化を図っていくこととする。

【基本的視点】

阿武町が抱える少子高齢化による人口減少問題をはじめとした多くの行政課題について、着実に解決へと導く施策を進めるため、本町の行政課題・財政状況を職員一人一人が深く認識し、限られた財源の中で、選択と集中を徹底し、実効性の高い施策の構築とともに、真に必要な事業への重点化や、既存事業の廃止等による事業の厳選を行った上で、的確な創意工夫と柔軟な発想により積極的な事業の合理化・効率化を進め、特に、『阿武町らしさ』を盛り込んだ「稼げる町づくり」を具体化する積極的な予算編成を行う。この際、特に下記の事項に留意する。

■「第7次阿武町総合計画」の推進

「第7次阿武町総合計画」の5年目の年度に当たることから、過去の実績等を十分に検証の上、新しいまちづくりを着実に前進させるため、引き続き関係各課、団体等と緊密な連携・調整を図りながら、その目標実現に向け諸事業を推進する。特に、令和6年度に実施を予定している事業については、漏れなく当初予算で頭出しする。

■「第2次阿武町版総合戦略」の推進

「第2次阿武町版総合戦略」については、最終年度を迎えることから、これまで実施してきた各プロジェクトについてPDCAサイクルにより効果や改善点等を十分に検証の上、総合戦略の横断的な指標である「新たな就業」、「関係人口」、「活動人口」の達成に向け、各課が連携し着実に事業を推進する。

■新型コロナウイルス感染症、原油価格・物価高騰対策等への対応の推進

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰による町民の暮らしや事業者の経済活動への影響の把握に努め、国・県の支援策の動向等を踏まえ、感染拡大の防止、生活者支援、事業者支援など必要な事業に取り組む。

■DXの推進

当町の喫緊の課題の一つであったDXの推進については、全庁的な取組を進めているところであるが、こうした取組を基に、各所属において、デジタル技術の積極的な活用を図り、行政手続きのオンライン化など各施策分野における利用者の利便性や、施策実施の効果・効率性の向上を目指す。

■行財政改革の推進

「第8次阿武町行政改革大綱」を踏まえ行財政改革を徹底して推進する。令和6年度は計画期間の最終年度となることから、これまでの取り組みの成果等を評価したうえで、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、経費の節減合理化など、より一層の改革措置を講じ、歳出の圧縮を図る。また、事務事業の集中化、簡素・省略化、廃止などに積極的に取り組む。

■職員の意識改革

職員一人ひとりが、常に危機意識と改革意識或いはコスト意識を持ち、業務の意味を原点から見直し、必要のないものは排除し、必要なものに力点を置き、効率的かつ重点的な事務事業の進め方を検討しつつ、あらゆる改革を進める。特に、若手職員においては、阿武町らしい魅力ある事業立案を行い、積極的に予算要求を行う。

Ⅱ 予算の概要

1 予算の規模（一般会計、特別会計、企業会計）

一般会計と特別会計、企業会計を合わせた予算規模は、４９億３７２４万６０００円で、前年度と比較可能な一般会計と特別会計は１億２５７９万１０００円増加しています。

会計別予算状況

単位:千円、%

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
一般会計	3,308,000	67.0%	3,178,000	67.2%	130,000	4.1%
特別会計	1,310,167	26.5%	1,314,376	27.8%	△ 4,209	△0.3%
国保(事業勘定)	569,293	11.5%	549,424	11.6%	19,869	3.6%
国保(直診勘定)	39,005	0.8%	52,865	1.1%	△ 13,860	△26.2%
後期高齢	92,803	1.9%	81,627	1.7%	11,176	13.7%
介護保険	609,066	12.3%	630,460	13.3%	△ 21,394	△3.4%
企業会計	319,079	6.5%	－	－	－	－
簡易水道	98,736	2.0%	－	－	－	－
集落排水	220,343	4.5%	－	－	－	－
合 計	4,937,246	100.0%	4,728,373	100.0%	－	－

※令和5年度の合計値は簡易水道、農業集落排水、漁業集落排水の旧特別会計を含む。

※企業会計は収益的支出及び資本的支出の予定額を表示。

2 歳入の状況（一般会計）

【町 税】

令和６年度定額減税による影響等を見込み、全体で対前年度比１０６１万４０００円減（△４．０％）の２億５７７８万８０００円としています。

【地方譲与税】

国の令和６年度地方財政対策の概要では、地方譲与税総額は対前年度比５．０％増となっており、また、当町における森林環境譲与税が増額となる見込みのため、全体で対前年度比５９４万増（１４．８％）の４６０１万６０００円としています。

【地方消費税交付金】

景気の動向等を踏まえ、前年度とほぼ同額を見込み、対前年度比１０万円増（０．２％）の５３３０万円としています。

なお、引き上げ分に係る地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることと地方税法に明記されており、増収分については、今年度も障害者支援業、児童手当等に充当することとしています。

【地方特例交付金】

国の令和6年度地方財政対策の概要では、定額減税による減収への対応として増額を見込んでおり、当町では対前年度比399万9000円増(266.4%)の550万円としています。

【地方交付税】

国の令和6年度地方財政対策の概要によると、地方交付税総額は対前年度比1.7%増となっておりますが、当町における地方交付税見込み額の算定により、対前年度と同額の17億円としています。

【国庫支出金】

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の増額により、全体で対前年度比6597万8000円増(33.0%)の2億6576万3000円としています。

【県支出金】

水産物供給基盤整備事業費補助金等の増額により、全体で対前年度比2472万円増(11.7%)の2億3680万円としています。

【繰入金】

一般単独道路事業費等の財源として公共施設整備基金から、観光経費の財源として観光施設等整備基金から繰入を行います。全体で対前年度比5887万円増(101.4%)の1億1690万円としています。

【町 債】

過疎対策(漁港施設整備)事業債、緊急防災・減災(消防合同指令室システム整備)事業債等の増額があったものの、全体では他事業の減額により、対前年度比2770万円減(△8.8%)の2億8700万円としています。

一般会計 歳入予算

単位:千円、%

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
町 税	257,788	7.8%	268,402	8.4%	△ 10,614	△4.0%
地方譲与税	46,016	1.4%	40,076	1.3%	5,940	14.8%
利子割交付金	157	0.0%	300	0.0%	△ 143	△47.7%
配当割交付金	590	0.0%	550	0.0%	40	7.3%
株式等譲渡所得割交付金	326	0.0%	350	0.0%	△ 24	△6.9%
法人事業税交付金	5,559	0.2%	5,865	0.2%	△ 306	△5.2%
地方消費税交付金	53,300	1.6%	53,200	1.7%	100	0.2%
環境性能割交付金	3,500	0.1%	3,129	0.1%	371	11.9%
地方特例交付金	5,500	0.2%	1,501	0.0%	3,999	266.4%
地方交付税	1,700,000	51.4%	1,700,000	53.5%	0	0.0%
交通安全対策特別交付金	600	0.0%	800	0.0%	△ 200	△25.0%
分担金及び負担金	14,615	0.4%	13,973	0.4%	642	4.6%
使用料及び手数料	55,950	1.7%	51,109	1.6%	4,841	9.5%
国庫支出金	265,763	8.0%	199,785	6.3%	65,978	33.0%
県 支 出 金	236,800	7.2%	212,080	6.7%	24,720	11.7%
財 産 収 入	9,074	0.3%	12,298	0.4%	△ 3,224	△26.2%
寄 附 金	5,001	0.2%	10,001	0.3%	△ 5,000	△50.0%
繰 入 金	116,900	3.5%	58,030	1.8%	58,870	101.4%
繰 越 金	200,000	6.0%	200,000	6.3%	0	0.0%
諸 収 入	43,561	1.3%	31,851	1.0%	11,710	36.8%
町 債	287,000	8.7%	314,700	9.9%	△ 27,700	△8.8%
合 計	3,308,000	100.0%	3,178,000	100.0%	130,000	4.1%

3 歳出の状況（一般会計）

【人件費】

職員の退職による人員減等により、対前年度比2727万3000円減（△4.3%）の6億1069万5000円としています。

【扶助費】

児童手当等の増額により、対前年度比2357万6000円増（9.0%）の2億8589万9000円としています。

【公債費】

直近に発行した過疎債などの順次償還が開始したことによる償還元金の増額により、対前年度比1148万7000円増（4.9%）の2億4423万7000円としています。

【物件費】

基幹系システム標準化対応業務や、地域防災計画改訂等の各種計画に要する経費などの事業増によるものや、物価高騰により全体的に物件費の増加傾向にあるため、対前年度比6254万5000円増（7.9%）の8億4950万5000円としています。

【補助費等】

阿武町エネルギー・食料品価格等高騰対策商品券事業や、企業会計への補助金による増額により対前年度比3945万円増（11.4%）の3億8512万7000円としています。

【投資及び出資金】

これまで、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計へ計上していた繰出金を、企業会計移行後は簡易水道事業会計と集落排水事業会計への出資金として、2472万5000円計上します。

【繰出金】

これまで、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計へ計上していた繰出金を、企業会計移行後は出資金として計上するため、全体で対前年度比7061万3000円減（△21.6%）の2億5681万2000円としています。

【普通建設事業費】

（仮称）あぶ診療所等複合施設整備事業や美咲第5分譲宅地整備事業、キウイフルーツモデル園地果樹棚新設事業などの新規事業により、全体で対前年度比7192万3000円増（13.1%）の6億2184万1000円としています。

一般会計 歳出予算(性質別)

単位:千円、%

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
人 件 費	610,695	18.5%	637,968	20.1%	△ 27,273	△4.3%
扶 助 費	285,899	8.6%	262,323	8.3%	23,576	9.0%
公 債 費	244,237	7.4%	232,750	7.3%	11,487	4.9%
物 件 費	849,505	25.7%	786,960	24.8%	62,545	7.9%
維持補修費	8,504	0.3%	12,132	0.4%	△ 3,628	△29.9%
補 助 費 等	385,127	11.6%	345,677	10.9%	39,450	11.4%
積 立 金	4,655	0.1%	6,847	0.2%	△ 2,192	△32.0%
投資及び出資金	24,725	0.7%	0	0.0%	24,725	—
貸 付 金	4,000	0.1%	4,000	0.1%	0	0.0%
繰 出 金	256,812	7.8%	327,425	10.3%	△ 70,613	△21.6%
普通建設事業費	621,841	18.8%	549,918	17.3%	71,923	13.1%
災害復旧事業費	2,000	0.1%	2,000	0.1%	0	0.0%
予 備 費	10,000	0.3%	10,000	0.3%	0	0.0%
合 計	3,308,000	100.0%	3,178,000	100.0%	130,000	4.1%

一般会計 歳出予算(目的別)

単位:千円、%

区 分	令和6年度		令和5年度		増減額	増減率
議 会 費	43,854	1.3%	44,846	1.4%	△ 992	△2.2%
総 務 費	548,641	16.6%	582,926	18.3%	△ 34,285	△5.9%
民 生 費	710,394	21.5%	751,089	23.6%	△ 40,695	△5.4%
衛 生 費	235,189	7.1%	214,768	6.8%	20,421	9.5%
労 働 費	3,433	0.1%	3,313	0.1%	120	3.6%
農林水産業費	442,322	13.4%	416,290	13.1%	26,032	6.3%
商 工 費	147,080	4.4%	130,987	4.1%	16,093	12.3%
土 木 費	329,627	10.0%	284,522	9.0%	45,105	15.9%
消 防 費	329,097	9.9%	247,433	7.8%	81,664	33.0%
教 育 費	216,431	6.5%	257,076	8.1%	△ 40,645	△15.8%
災害復旧費	7,000	0.2%	2,000	0.1%	5,000	250.0%
公 債 費	244,237	7.4%	232,750	7.3%	11,487	4.9%
諸支出金	40,695	1.2%	0	0.0%	40,695	—
予 備 費	10,000	0.3%	10,000	0.3%	0	0.0%
合 計	3,308,000	100.0%	3,178,000	100.0%	130,000	4.1%

Ⅲ 政策的課題への対応

1 誇りと活力のある仕事づくり（産業／経済／労働／雇用／働き方）

継続 産地の維持・拡大のための農業基盤整備事業（H29～）総事業費 116,200千円

うち阿武町負担 8,715千円

県営ほ場整備事業福田地区が整備から40年以上経過した用水路等の施設老朽化が著しいことから、ポンプ施設、暗渠排水の整備を行います。

- | | | |
|-------------------|---|-------------------|
| ■農業競争力強化基盤整備事業負担金 | | ＜担当課：土木建築課＞＜P111＞ |
| ・事業内容 | ●長沢地区・・・暗渠排水、パイプライン整備
●新立・森見藤地区・・・暗渠排水整備 | |
| ・事業主体 | 山口県 | |
| ・負担区分 | 国55% 県30% 町7.5% 受益者7.5%（総事業費に対する負担内訳） | |

新規 キウイフルーツモデル園地整備事業（R6）

17,000千円

阿武町の果樹農業の振興を図るため、奈古地区ほ場整備による、キウイフルーツモデル園地を造成します。

- | | | |
|----------------------|---------------------|-------------------|
| ■キウイフルーツモデル園地果樹棚新設工事 | | ＜担当課：農林水産課＞＜P105＞ |
| ・事業内容 | キウイフルーツ果樹棚0.9ha新設 | |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 国55% 町45%（工事費の財源内訳） | |

継続 農業を効率化するほ場整備事業（R4～）

総事業費 100,000千円

うち阿武町負担 7,500千円

県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業に対して町負担金を負担します。

- | | | |
|----------------------|---------------------------------|-------------------|
| ■農地中間管理機構関連農地整備事業負担金 | | ＜担当課：農林水産課＞＜P107＞ |
| ・事業内容 | ●B工区（野柳）造成工事
●D工区（上郷）区画整理工事 | |
| ・事業主体 | 山口県 | |
| ・負担区分 | 国62.5% 県30% 町7.5%（総事業費に対する負担内訳） | |

新規 農産物生産強化のための支援事業（R6）**7, 167千円**

産地における農産物の生産強化と省力化を図るため、必要な機械・施設等の整備を支援します。

- 新規就業者等産地拡大促進事業補助金 <担当課：農林水産課><P107>
- ・事業内容 農業用ドローンの導入経費補助（補助率 66.6%）
 - ・事業主体 農事組合法人
 - ・負担区分 県 33.3% 町 33.3% 法人 33.3%（導入経費に対する負担内訳）

継続 がんばる農林水産業就業・経営等支援事業（農業）（R5～）**6, 180千円**

農業の担い手の確保等のため、認定新規就農者、法人就業者、認定農業者等に対し、就業・経営に係る経費に対し支援を行います。

- がんばる農林水産業就業・経営等支援補助金 <担当課：農林水産課><P107>
- ・事業内容 就農初期における生活基盤の確立及び環境整備の補助
 - 就業準備金 50,000円(1人につき1回)
 - 家賃補助 20,000円(月額上限)(月額1/2以内、最長3年間)
 - UIJターン家族就業支援 1人の場合 月額 5,000円(最長3年間)
2人の場合 月額10,000円(最長3年間)
3人の場合 月額15,000円(最長3年間)
※18歳未満の扶養家族がある就業者に対し支給
 - 農業大学校就学支援（奨学金給付） 年額200,000円（最長2年間）
（入学時60歳未満の者、卒業後阿武町内に住所を定め3年以上就農すること）
 - 農業大学校就学支援（生活支援補助金） 年額900,000円（最長2年間）
（入学時60歳未満の者、国や県による就農準備金の支援等を受けていないこと
卒業後阿武町内に住所を定め3年以上就農すること）
 - 就農開始支援（最長2年間）
就農時40歳未満の者 年額900,000円
就農時60歳未満の者 年額450,000円
（国県の補助の対象とならない人、自営農地等を維持する農家の後継者）
 - 営農継承支援 300,000円(上限)
※研修費、農具費、資材費、修繕費、資格取得費の1/2以内
（販売金50万円以上の農業経営を継承した人）
 - 農業経営確立支援
認定農業者 上限100万円
※農業用機械、施設、農作物の加工機械等の1/3以内
新規認定農業者 上限150万円
※農業用機械、施設、農作物の加工機械等の1/2以内
認定農業者・新規認定農業者 上限50万円
※新品種、栽培技術導入費の1/2以内
 - ・事業主体 阿武町
 - ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

新規 特産無角和牛ブランド化推進事業（Ｒ６）**16,315千円**

無角和牛肉のブランド化を推進・加速化するため、無角和種振興公社に活動費の補助を行うと共に、ブランド化に携わる地域プロジェクトマネージャーや飼養管理を中心とする農業支援員、販売促進等を図る集落支援員の活動を支援します。

■無角和牛ブランド化推進事業補助金

<担当課：農林水産課><P107>

- ・事業内容 食肉に関する助言や意見聴取などの活動業務に対する補助
(100万円上限補助) (1,000千円)
- ・事業主体 無角和種振興公社
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

■地域プロジェクトマネージャーの活動経費<担当課：まちづくり推進課><P121>

- ・事業内容 無角和牛の付加価値等を高める活動業務 (6,500千円)
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

■農業支援員の活動経費

<担当課：農林水産課><P103～105>

- ・事業内容 無角和牛の飼養管理業務 (4,365千円)
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

■集落支援員の活動経費

<担当課：農林水産課><P105>

- ・事業内容 無角和牛肉の販売促進業務 (4,450千円)
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 山と海が連携するさかなの住み家づくり事業（Ｒ６）**10,000千円**

水産資源の保護、増殖のため、地域間伐材等を活用した人工魚礁を整備します。

■間伐材魚礁作製業務委託料、魚礁製作・沈設工事<担当課：農林水産課><P117>

- ・事業内容 奈古・宇田郷沖に間伐材魚礁等50基設置
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 県50% 町50%（事業費の財源内訳）

760千円

■がんばる農林水産業就業・経営等支援補助金 ＜担当課：農林水産課＞＜P115＞

- ・事業主体 阿武町

1,676千円

■有害鳥獣対策事業補助金 ＜担当課：農林水産課＞＜P113＞

- ・事業主体 町内において農業を営む農家

継続 まちの力になる地域おこし協力隊事業（Ｒ６）**9, 210千円**

まちの第一次産業の振興のため、援農コーディネーターと水産振興事業に一名ずつ採用し、その活動を支援します。

■地域おこし協力隊員２名の活動経費…新規２名

<担当課：まちづくり推進課><P63～P65>

- ・事業内容 ●援農コーディネーター業務
 ●水産振興業務
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 ＡＢＵファクトリーパーク整備事業（Ｒ５～）**800千円**

町内の経済の活性化や雇用促進、移住定住の促進を目的とした企業誘致を実現するため、ＡＢＵファクトリーパークを整備します。

■ＡＢＵファクトリーパーク整備事業費

<担当課：まちづくり推進課><P163>

- ・事業内容 用地取得に伴う所有権移転業務
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 企業誘致推進事業（Ｒ６）**2, 086千円**

町内への企業誘致を実現するため、企業誘致推進委員の活動を支援するとともに、企業へのセールス活動を積極的に展開します。

■企業誘致の推進に要する経費

<担当課：まちづくり推進課><P119>

- ・事業内容 企業誘致活動
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

新規 企業求人サポート事業（Ｒ６）**1, 000千円**

人材確保に苦慮している町内企業の求人事業（イベント出展、サイト求人）を支援するため、その事業経費補助を行います。

■町内企業求人事業サポート補助金

<担当課：まちづくり推進課><P119>

- ・事業内容 企業求人事業サポート補助金 （補助率50% 上限額20万円）×5社
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

継続 起業化支援事業（Ｒ６）**1, 000千円**

起業を促し、産業の振興及び活性化並びに雇用の促進を図るため、町内で新たに起業する者に対し、起業時における初期投資等の負担を軽減するための支援を行います。

■阿武町起業化支援補助金

<担当課：まちづくり推進課><P119>

- ・ 事業内容 飲食店、小売店、販売業等の起業経費への補助
(補助率50% 上限額50万円) × 2件
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100% (補助金の財源内訳)

継続 事業承継応援事業（Ｒ６）**3, 000千円**

町内の商工業者等の事業の継続及び発展のため、円滑な事業承継を支援します。

■事業承継奨励金

<担当課：まちづくり推進課><P119>

- ・ 事業内容 ●親族承継 譲渡人100万円
※第三親等内の親族(配偶者及び一親等は除く)
- 第三者承継 譲渡人100万円
譲受人 最大100万円
(奨励金の対象経費の1/2の額、30～100万円)
※第三親等外の親族及び親族以外の第三者
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100% (奨励金の財源内訳)

新規 阿武町エネルギー・食料品価格等高騰対策商品券事業（Ｒ６）**18, 869千円**

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民の家計支援を目的として、商品券を全町民に交付します。

■商品券換金負担金

<担当課：まちづくり推進課><P119>

- ・ 事業内容 全町民への商品券交付
 - 紙商品券5,000円×2,600人
 - デジタル商品券5,500円×500人
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 国100% (負担金の財源内訳) ※他事業との充当配分により変動

継続 地域内循環地方創生特別事業（Ｒ４～）

51,797千円

持続可能な循環型社会構築のため、第２次阿武町版総合戦略に基づく施策を行います。

- | | | |
|----------------------------|--|--------------------------|
| ■地域内循環地方創生特別事業費 | | ＜担当課：まちづくり推進課＞＜P123～125＞ |
| ・ 事業内容 | | |
| ●地域内循環促進事業 | ＡＢＵキャンプフィールドを起点とし、専門家サポートによる阿武町版DMOの機能強化や地域通貨の導入を行う。 | |
| ●木の駅プロジェクト準備経費 | 木の駅電気料や施設賃借料等の施設経費。 | |
| ●地域内通貨「あぶPAY」経費 | 定住奨励金、有償ボランティアの報酬、健康マイレージ分をあぶPAYで支払う。 | |
| ・ 事業主体 阿武町 | | |
| ・ 負担区分 国50% 町50%（事業費の財源内訳） | | |

2 個が尊重される生活づくり

（福祉／介護／医療／看護／社会保険／男女共同参画／人権）

継続 おでかけサポート福祉交通券助成事業（Ｒ４～）

1,699千円

在宅の心身障害者や高齢者の方の日常生活の利便性等の向上を図るため、町営バスやデマンド型交通等の運賃を助成します。

- | | | |
|--------------------------------------|--|---|
| ■町営バス、デマンド型交通、タクシー等の利用運賃の一部助成 | | ＜担当課：健康福祉課＞＜P81～83＞ |
| ・ 事業内容 福祉交通券・町外タクシー券の交付 | | |
| 対 象 者 | ●75歳以上の方
●要介護1～5の方
●難病患者等（特定医療費受給者証・特定疾病療養受療証）
●障害者手帳所持者（身体1～3級、精神、療育）
●65歳以上の運転免許証自主返納者
●妊産婦（妊娠中から産後1年まで）
●人工透析患者 | |
| 交付枚数 | ●福祉交通券 | ・ 一 般 144枚/年（12枚/月）
・ 透析患者 912枚/年（76枚/月） |
| | ●町外タクシー券 | ・ 透析患者 144枚/年（12枚/月） |
| ・ 事業主体 阿武町 | | |
| ・ 負担区分 町100%（助成費の財源内訳） | | |

継続 こども医療費助成事業（H27～）

10,500千円

子育て支援のため、高校生までの方を対象に、医療費の自己負担分を所得制限なしで無料とします。

■こども医療費の助成

＜担当課：健康福祉課＞＜P83＞

- ・事業内容 こどもの医療費（自己負担分）の無料化
 （H29.10～対象を高校生まで拡充）
 ※保険適用外のもの（入院時の食事代、薬の容器代等）は対象外
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（助成費の財源内訳）

継続 あぶ健康いきいきフェスタ事業（R4～）

1,492千円

高齢者や障害者の方を対象に、健康増進や交流等を目的として、あぶ健康いきいきフェスタを開催します。

■あぶ健康いきいきフェスタ開催にかかる経費

＜担当課：健康福祉課＞＜P85＞

- ・事業内容 対象者へのお祝いと表彰、演芸等の実施
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 高齢者の保健事業と介護予防一体事業（R5～）

5,861千円

高齢者の心身の多様な課題に対応するため、介護予防事業や実態把握などを行いながら介護予防や生活習慣病等、重症化予防を推進します。

■高齢者の保健事業と介護予防一体事業費

＜担当課：健康福祉課＞＜P83～P85＞

- ・事業内容 ●健康課題の把握・分析、事業の企画・調整・分析、評価等を行う。
 ●週1回、町内3地区において医療専門職や健康運動指導士による介護
 予防教室等を実施する。
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 後期高齢者医療広域連合からの委託料100%（事業費の財源内訳）

新規 介護職員等研修受講料助成事業（Ｒ６）**695千円**

介護サービスの充実を図るため、介護に従事する方への研修受講や資格取得に要する経費を助成します。

■介護職員等研修受講料助成金

<担当課：健康福祉課><P83>

- ・ 事業内容 研修受講及び資格取得に要する経費補助
 - 介護職員初任者研修にかかる経費（補助率100% 上限額5万円）
 - 介護福祉士実務者研修にかかる経費（補助率100% 上限額8万円）
 - 介護福祉士国家試験にかかる受験料（補助率100% 上限額15,000円）
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（助成費の財源内訳）

新規 （仮称）あぶ診療所等複合施設整備事業（Ｒ６）**35,804千円**

阿武町の医療体制の維持を図るため、令和８年度の運用開始を目指し、新たな診療所等の整備を行います。

■診療所等の整備事業費

<担当課：健康福祉課><P93>

- ・ 事業内容 ●整備に係るコンサル業務委託
 - 敷地測量設計業務委託
 - 施設設計業務委託
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

新規 パートナーシップ宣誓制度支援事業（Ｒ６）**40千円**

LGBT など性的少数者のカップルから、婚姻相当である旨の「宣誓・届出書」を町が受理し、カップルが日常生活の様々な場面で手続きが円滑となるよう、「証明書」を交付します。

■パートナーシップ宣誓書受領証カード発行経費等 <担当課：健康福祉課><P81>

- ・ 事業内容 パートナーシップ宣誓書受領証カード交付事務
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（事務費の財源内訳）

新規 高齢者コロナワクチン予防接種助成事業（R6）6, 664千円

コロナウイルスの感染を予防するため、65歳以上の方を対象にコロナワクチン接種費用の自己負担を3割とします。

■ 高齢者コロナワクチン予防接種の助成

<担当課：健康福祉課><P97>

- ・ 事業内容 65歳以上…自己負担 接種費用の3割
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（助成費の財源内訳）

拡充継続 带状疱疹予防接種助成事業（R5～）250千円

带状疱疹発病を予防するため、50歳以上の方を対象に带状疱疹予防ワクチン接種費用の半額を助成します。また、令和6年度から50歳未満であっても、医師が必要と認めた方も対象とします。

■ 予防接種等償還払金

<担当課：健康福祉課><P99>

- ・ 事業内容 50歳以上…自己負担 接種費用の半額
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（助成費の財源内訳）

継続 高齢者インフルエンザ予防接種助成事業（H30～）4, 503千円

罹患すると重症化する危険の高い65歳以上の高齢者の健康な暮らしを支援するため、インフルエンザ予防接種料を助成します。

■ 高齢者インフルエンザ予防接種の助成

<担当課：健康福祉課><P97>

- ・ 事業内容 ●75歳以上…無料
●65歳以上…自己負担 接種費用の3割
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（助成費の財源内訳）

拡充継続 こども等への任意予防接種助成事業（H30～）**319千円**

子育て支援として、子ども等への任意予防接種代金の半額を助成します。令和6年度からは、高校生までの方や妊婦の方を対象に、コロナワクチンについても助成の対象とします。

- | | | |
|---------------------------|--------------------------------|------------------|
| ■子ども等への任意予防接種の半額助成 | | ＜担当課：健康福祉課＞＜P97＞ |
| ・事業内容 | 予防接種の半額助成 | |
| | ●風しんワクチン（妊娠を希望する女性とその家族） | |
| | ●流行性耳下腺炎（2回） | |
| | ●インフルエンザ（乳幼児…2回、小中高生…1回、妊婦…1回） | |
| | ●コロナワクチン | |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 町100%（助成費の財源内訳） | |

新規 脳血管疾患予防事業（R6）**3,104千円**

町の健康課題である脳血管疾患の発病予防を目的として、高血圧学会や大阪大学の指導のもと、萩市と協働で高血圧予防や生活習慣病予防に取り組みます。

- | | | |
|-----------------------------|------------------------------|-----------------------|
| ■高血圧予防や生活習慣病予防にかかる経費 | | ＜担当課：健康福祉課＞＜P97、P195＞ |
| ・事業内容 | ●血圧に関する指導や講演会 | |
| | ●運動処方システムの導入 | |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 高血圧予防 | 町100%（事業費の財源内訳） |
| | 生活習慣病予防 | 国100%（事業費の財源内訳） |
| | ※生活習慣病予防事業にかかる備品購入は国50% 町50% | |

継続 特定不妊治療支援事業（R5～）**634千円**

次世代育成支援の一環として、不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要した費用の一部を助成し子どもを生み育てやすい環境づくりを行います。

- | | | |
|------------------|-----------------|--------------------------------|
| ■不妊治療費扶助費 | | ＜担当課：健康福祉課＞＜P99＞ |
| ・事業内容 | ●特定不妊治療 | （補助率100% 上限 1回の治療周期につき87,000円） |
| | ●不育症治療費 | （補助率100% 上限 1年度あたり20万円） |
| | ●一般不妊治療 | （補助率100% 上限 1年度あたり3万円） |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 町100%（助成費の財源内訳） | ※一般不妊治療 県50% 町50% |

3 人が集まるまちづくり （観光／住宅／移住定住／交流／交通）

継続 阿武町型民間観光組織支援事業（R6） 2,000千円

阿武町の稼げる観光を目指すため、民間の観光組織である阿武町観光ナビ協議会（あぶナビ）の運営支援を行います。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ■観光振興事業補助金 | ＜担当課：まちづくり推進課＞＜P123＞ |
| ・ 事業内容 | あぶナビの活動経費、運営補助 |
| ・ 事業主体 | 阿武町 |
| ・ 負担区分 | 町100%（補助金の財源内訳） |

継続 道の駅産業振興事業（R6） 17,106千円

道の駅阿武町を拠点として、町の観光と産業の振興を図るため、道の駅の運営主体である(株)あぶクリエイションを支援します。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ■道の駅産業振興費 | ＜担当課：まちづくり推進課＞＜P123＞ |
| ・ 事業内容 | 指定管理委託や施設の維持経費等 |
| ・ 事業主体 | 阿武町 |
| ・ 負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

継続 集落支援員設置事業（R6） 7,913千円

移住定住の促進や観光の充実を図るため、阿武町暮らし支援センター業務と観光振興を担う集落支援員を一名ずつ設置します。

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ■集落支援員2名の活動経費…継続2名 | ＜担当課：まちづくり推進課＞＜P63＞ |
| ・ 事業内容 | ●阿武町暮らし支援センター業務
●観光振興業務 |
| ・ 事業主体 | 阿武町 |
| ・ 負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

新規 尾無地区公衆トイレ整備工事（R6）**3,000千円**

以前から多くの釣り客から要望されている公衆トイレの設置について、観光促進に資するため、好漁場である尾無漁港周辺に公衆トイレを設置します。

■尾無地区公衆トイレ整備工事

<担当課：農林水産課><P115>

- ・ 事業内容 公衆トイレ整備工事
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（工事費の財源内訳）

新規 美咲第5分譲宅地整備事業（R6）**39,895千円**

これまで整備した分譲宅地が概ね完売し、引き続き分譲宅地の販売による移住定住促進を図るため、新たに美咲第5分譲宅地を整備します。

■美咲分譲宅地整備事業費

<担当課：まちづくり推進課><P163>

- ・ 事業内容
 - 用地取得
 - 測量設計業務
 - 果樹補償
 - 所有権移転登記業務
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 定住奨励金事業（Ｒ６）**29,850千円**

町の人口減少や少子化対策としての移住定住促進を図るため、Ｉターン者等に対して各種定住奨励金を交付します。

- 各種定住奨励金の支給 ※一部デジタル地域通貨「あぶＰＡＹ」で支払い
＜担当課：まちづくり推進課＞＜P67～69＞
- | | | |
|-------|------------------|---|
| ・事業内容 | ●Ｕターン奨励金 | 単身世帯10万円、家族世帯20～50万円 |
| | ●Ｉターン奨励金 | 単身世帯10万円、家族世帯20～50万円 |
| | ●就業支度金 | 町内就業10万円、町外就業5万円
※ただし、町内1次産業就業に5万円加算 |
| | ●結婚祝金 | 10万円 |
| | ●出産祝金 | 第1子20万円、第2子30万円、第3子50万円
第4子以上100万円 |
| | ●住宅取得補助金 | 取得費の1/10 上限新築150～230万円、中古30万円 |
| | ※対象者 | 新婚世帯、子育て世帯、Ｉターン世帯
Ｕターン世帯(50歳以下) |
| | ●リフォーム補助金 | 改修費の1/2 上限町内業者100万円、町外業者75万円 |
| | ●家賃補助金 | 月額家賃1/2 月額上限2万円×2年間 |
| | ●不要物の撤去補助金 | 経費1/2 上限30万円 |
| | ●新婚新生活支援補助金 | 引越費用等実額補助
※30歳以下で世帯所得400万円 |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 町100%（奨励金等の財源内訳） | |

継続 定住対策ソフト事業（Ｒ６）**3,991千円**

人口の流入を図り、活力と潤いに満ちた地域社会を形成するため、定住奨励金事業等と併行して、移住セミナー参加や、やまぐち暮らし支援センターイベント等のソフト事業を行います。

- 定住促進にかかる各種ソフト事業経費 ＜担当課：まちづくり推進課＞＜P67～69＞
- | | |
|-------|-------------------------|
| ・事業内容 | ●都市部で開催される移住・定住セミナーへの参加 |
| | ●移住イベントの開催 |
| | ●移住相談の受付 |
| | ●1/4worksプロジェクトの経費 |
| ・事業主体 | 阿武町 |
| ・負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

継続 阿武町事業者版定住促進奨励補助金事業（Ｒ６）**2, 000千円**

町内事業者の働きかけで、町外から新たに町内に移住することに対しての事業者への奨励補助金を交付します。

■事業者版定住促進奨励補助金

<担当課：まちづくり推進課><P119>

- ・事業内容 対象者１人あたり20万円の奨励補助金を事業者に交付
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

継続 ＡＢＵスイムラン大会実施事業（Ｒ６）**2, 000千円**

地域住民の方との交流や観光の促進、阿武町の魅力アピールを目的として、ＡＢＵスイムラン大会を実施します。

■ＡＢＵスイムラン大会補助金

<担当課：教育委員会><P161>

- ・事業内容 第５回ＡＢＵスイムラン大会の実施
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 デマンド型交通事業（Ｒ６）**5, 288千円**

自動車免許を所持していない方や、身体の不自由な方等の交通利便性を確保するため、全町三地区でドア・ツー・ドアのデマンド型交通を実施します。

■デマンド交通にかかる経費

<担当課：まちづくり推進課><P63～65>

- ・事業内容
 - 奈古地区デマンド交通運転業務委託、車両維持費等
 - 福賀地区デマンド交通運転業務委託、車両維持費等
 - 宇田郷地区デマンド交通運転業務委託、車両維持費等
 - ※各デマンド便の利用者運賃 地区内300円 地区外500円
(福祉交通券対象者 地区内200円 地区外300円)
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 町営バス運行事業（Ｒ６）**31,851千円**

地域生活交通の要であるバス路線について、運行会社への補助（赤字補填分）を行い路線を維持します。

■町営バス運行費補助金

<担当課：まちづくり推進課><P65>

- ・事業内容 生活路線バス、町営バスの運行費に対する補助（赤字補填）
 - 生活路線バス 1路線（萩商工高校前～奈古駅前）、1日10.2回
 - 町営バス 2路線（道の駅阿武町～惣郷、道の駅阿武町～福賀）
各1日5回
- ・運行主体 生活路線バス…防長交通（株）、町営バス…防長交通（株）
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

継続 高校生修学支援補助金事業（Ｒ６）**2,040千円**

地理的に不利な地区から修学する高校生の保護者に対して、町営バスの無料化、下宿代の補助を行います。

■高校生修学支援補助金

<担当課：まちづくり推進課><P65>

- ・事業内容
 - 町営バス利用の無料化（福賀・宇田郷地区の通学生）
 - 下宿料等に対する補助（補助率100% 上限月額1万円）
※町外高校への通学者
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

4 町の力となるひとづくり（保育／学校教育／社会教育／協働／住民自治）

継続 子育て徹底サポート事業（R 1～） 5, 000千円

子育て支援、少子化対策として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の保育料無償化に上乗せした保育料及び一時保育の保育料完全無償化を実施します。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ■保育料完全無償化 | ＜担当課：健康福祉課＞＜P89～P91＞ |
| ・ 事業内容 | 園児の保育料及び副食費を完全無償化（未満児を含む） |
| ・ 事業主体 | 阿武町 |
| ・ 負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

継続 みどり保育園外国青年招致事業（H 24～） 5, 227千円

みどり保育園に通う園児が、外国青年と日常的にふれあい、自然に異文化や英語の言語感覚を身につけ、将来国際化に対応できる人材を育てるため、保育士補助員として招致します。

- | | |
|------------------------------|----------------------|
| ■みどり保育園保育士補助員（外国青年）招致 | ＜担当課：健康福祉課＞＜P87～P89＞ |
| ・ 事業内容 | 外国人青年を保育士補助員として招致 |
| ・ 事業主体 | 阿武町 |
| ・ 負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

継続 みどり保育園発達支援事業（R 6） 3, 406千円

発達支援が必要な園児の保育を支援するため、発達支援専任の保育士を雇用し、幅広い保育ニーズに対応します。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ■発達支援専任の保育士にかかる人件費 | ＜担当課：健康福祉課＞＜P87＞ |
| ・ 事業内容 | 園児の発達支援業務 |
| ・ 事業主体 | 阿武町 |
| ・ 負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

継続 はぎファミリー・サポート・センター広域利用事業（Ｒ６）**297千円**

子育てサービスの利便性の向上を図るために、はぎファミリー・サポート・センターを利用可能にします。また12回/月を上限とした半額利用補助を実施します。

■ファミリーサポートセンター広域利用負担金

ファミリーサポートセンター利用補助金

<担当課：健康福祉課><P89>

- ・事業内容
 - 育児の援助を行いたい人と受けたい人が会員となり、会員同士が子どもの世話を一時的に有料で援助し合うための調整を行う。
 - ファミリーサポートセンター利用の補助を行う。
利用料金の半額を補助（1人あたり週3回を上限）
- ・事業主体 阿武町、萩市
- ・負担区分 町100%（負担金、補助金の財源内訳）

新規 学びを保証する学校づくり事業（Ｒ６）**1,551千円**

不登校児童生徒の居場所づくりと、学習指導のため、阿武小学校内に教育支援センターを設置し、指導員を採用します。

■指導員に要する経費

<担当課：教育委員会><P139>

- ・事業内容 不登校児童生徒の居場所確保及び学習指導
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

新規 ICT教員サポート事業（Ｒ６）**3,000千円**

GIGAスクール構想で導入したiPadを授業で活用するため、教員に機器やアプリの利活用をサポートします。

■ICT支援員委託料

<担当課：教育委員会><P141>

- ・事業内容 町内小中学校の教員に対するICT支援員を配置
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

新規 部活動の地域移行推進事業（Ｒ６）**392千円**

部活動の地域移行を円滑に推進するため、教師に代わる指導員や大会引率を担う部活動指導員を配置します。

■部活動指導員報償費

<担当課：教育委員会><P147>

- ・事業内容 部活動支援員の配置
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 国33.3% 県33.3% 町33.3%（事業費の財源内訳）

継続 子育て支援給食無償化事業（Ｒ５～）**12,495千円**

子育て世代の負担軽減を図るため、小中学校児童生徒の給食費を無償化します。

■給食費にかかる経費

<担当課：教育委員会><P145>

- ・事業内容 給食費の無償化（小中学校児童生徒180人分）
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 森・里・海の恵みで育つ給食事業（Ｒ４～）**774千円**

阿武町産の食材の提供回数の拡大と特色ある食材・給食の提供により、児童生徒の食と郷土愛の向上を図り、併せて一次産業の振興を推進します。

■阿武町産賄材料費

<担当課：教育委員会><P145>

- ・事業内容 阿武町特産品である無角和牛、スイカ、キウイフルーツ、梨、魚等を使用した給食の回数の増加
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 こども未来プロジェクト事業（Ｒ６）**396千円**

自ら考え、主体的に取り組む地域のリーダーを育成するため、体験や交流プログラムを組み込んだこども未来プロジェクトを実施します。

■こども未来プロジェクトにかかる経費

<担当課：教育委員会><P151～153>

- ・事業内容 ワークショップ等の実施
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 地域のための文化芸術体験事業（Ｒ６）**5, 500千円**

質の高い舞台芸術を提供することによりホールの存在価値を高めるとともに、文化の振興を図ります。

■文化ホール事業費

<担当課：教育委員会><P155>

- ・事業内容 ●文化ホールコンサート開催
 ●ジャズコンサート開催(実行委員会)への補助
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 ＡＢＵスポーツフェスタ開催事業（Ｒ６）**380千円**

地域住民の健康増進や交流を図るため、従来のスポーツ行事を選択、集約し、親子向けの内容も取り入れたスポーツイベントを開催します。

■ＡＢＵスポーツフェスタ開催にかかる経費

<担当課：教育委員会><P159>

- ・事業内容 スポーツイベントの実施
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

新規 町民活動支援事業（Ｒ６）**200千円**

住民の主体的な地域づくりとコミュニティ活動を支援することにより、地域課題の解決や活性化を図り、住民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

■地域づくり団体活動支援事業補助金

<担当課：まちづくり推進課><P69>

- ・事業内容 地域づくり団体活動支援事業補助金(補助率50% 上限額10万円)×2件
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

5 未来につなぐ環境づくり （環境／土地／社会基盤）

新規 阿武町省エネ家電製品等購入事業（R6） 10,000千円

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響による町民の負担軽減を図ると同時に、環境負荷の軽減を図るため、省エネ性能の高い家電製品等への買い換え費用の一部を補助します。

- | | |
|--|---|
| ■阿武町省エネ家電製品等購入事業補助金 <small>＜担当課：まちづくり推進課＞＜P119＞</small> | |
| ・事業内容 | 省エネ家電製品購入補助（補助率50%、補助上限5万円）
※購入費の下限5千円、一個あたりの下限3千円 |
| ・事業主体 | 阿武町 |
| ・負担区分 | 国100%（補助金の財源内訳）※他事業との充当配分により変動 |

新規 大型ごみいつでも簡単予約受付事業（R6） 187千円

大型ごみ予約の方法が受付時間内での電話や来庁による申請に限られていることから、いつでも申請できるように、LINEによる予約受付システムを導入します。

- | | |
|---|---------------------|
| ■システム導入及び運用にかかる経費 <small>＜担当課：健康福祉課＞＜P101＞</small> | |
| ・事業内容 | LINE予約受付システムの導入及び運用 |
| ・事業主体 | 阿武町 |
| ・負担区分 | 町100%（事業費の財源内訳） |

新規 野良猫不妊・去勢手術費助成事業（R6） 200千円

町内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術または去勢手術に係る費用を負担した個人または団体に対して、助成金を交付します。

- | | |
|--|---|
| ■野良猫不妊・去勢手術費助成金 <small>＜担当課：健康福祉課＞＜P95＞</small> | |
| ・事業内容 | 手術に要する経費補助 |
| | ●個人 補助率50% 補助上限額：去勢手術5千円、不妊手術1万円
対象：野良猫 制限：年度1世帯2匹まで |
| | ●TNR団体（地域猫活動団体）※別世帯3人以上で構成
補助率50% 補助上限額：去勢手術5千円、不妊手術1万円
対象：野良猫 制限：年度1団体10万円 |
| ・事業主体 | 阿武町 |
| ・負担区分 | 町100%（助成費の財源内訳） |

継続 町民の労力軽減及び景観保護のための防草対策事業（H29～） 20,000千円

高齢化に伴い負担となっている自治会による町道等の草刈作業の労力負担軽減のため、路肩及び法面をコンクリート等で覆う工事を行います。

■草刈作業労力負担軽減路肩整備事業費

＜担当課：土木建築課＞＜P129＞

- ・事業内容 町道路肩及び法面整備工事
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（工事費の財源内訳）

新規 災害予防小規模治山事業（R6）

8,400千円

山地に起因する災害から町民の生命・財産を守るため、治山が必要な箇所に対して、山腹工事を実施します。

■小規模治山事業費

＜担当課：土木建築課＞＜P115＞

- ・事業内容 ●東光寺地区小規模治山測量設計
●山腹工事
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 県50% 町25% 地元25% ※地元負担上限500千円（工事費の財源内訳）

継続 インフラ施設保全改修事業（R6）

85,400千円

町民の生活に不可欠な道路やトンネル、橋梁の維持管理を図るため、点検や調査設計、補修・改修工事等を行います。

■インフラ施設改修等事業費

＜担当課：土木建築課＞＜P127～129＞

- ・事業内容 ●筒尾峠隧道補修設計業務
●町道舗装改修工事
●橋梁点検業務
●水車橋橋梁補修工事
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 国58% 町42%（事業費の財源内訳）

継続 災害代替道路整備事業（H30～）**40,100千円**

福賀中村地区内の集落道である町道亀山十王堂線を、豪雨による冠水被害の際の迂回路として、緊急車両等の通行が円滑にできるよう、整備を行います。

■町道亀山十王堂線の道路改良事業費

<担当課：土木建築課><P129>

- ・ 事業内容 亀山十王堂線道路改良工事、電柱移転費
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 国59.5% 町40.5%（事業費の財源内訳）

新規 歩行者安全向上町道改良事業（R6）**37,000千円**

町道釜屋片線及び片線、町道汐入野地線を利用する歩行者の安全を確保するため、安全対策工事等を実施します。

■町道安全対策事業費

<担当課：土木建築課><P129>

- ・ 事業内容 ●町道汐入野地線測量設計業務・補償費算定業務・ガードパイプ整備工事
●町道釜屋片線及び片線道路改良工事
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 基幹インフラ施設改修事業（R5～）**35,000千円**

基幹町道改修計画に基づき、老朽化が著しい町道の道路側溝の改修工事を実施します。

■町道安全対策事業費

<担当課：土木建築課><P129>

- ・ 事業内容 ●基幹町道改修設計
●側溝改修工事
- ・ 事業主体 阿武町
- ・ 負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 海岸高潮対策事業（Ｒ６）**54,000千円**

高潮・波浪等による越波、浸水被害を防護するため、宇田郷漁港、今浦・尾無護岸改修工事のための測量設計業務を行います。

■高潮対策事業測量設計業務委託料

<担当課：土木建築課><P117>

- ・事業内容 今浦尾無護岸測量設計業務
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 国50% 県17% 町33%（事業費の財源内訳）

継続 漁港施設機能保全対策事業（Ｒ６）**96,500千円**

漁港施設の長寿命化を図り更新コストの平準化・縮減を図るため、漁港施設の機能保全工事の施工及び機能保全工事調査設計業務を行います。

■阿武地区漁港機能保全事業費

<担当課：土木建築課><P117>

- ・事業内容 ●沢松護岸機能保全工事調査設計業務
●奈古漁港浜崎第1、第2護岸機能保全工事
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 国50% 町50%（事業費の財源内訳）

6 安全安心な暮らしづくり （交通安全／防犯／防災／空き家／消費者行政）

新規 全国消防操法大会出場事業（R6）

6, 107千円

阿武町消防団奈古第1分団が、10月に宮城県で開催される全国消防操法大会に出場することから、その出場経費を計上します。

■全国消防操法大会出場にかかる経費

＜担当課：総務課＞＜P53、P133＞

- ・事業内容 大会にかかる装備支給や旅費等
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

継続 消防救急事務委託事業（R4～）

104, 069千円

3市（山口市、防府市、萩市）の消防本部による消防通信指令業務の共同運用にかかる経費を負担します。

■常備消防通信指令業務共同運用事業委託料

＜担当課：総務課＞＜P133＞

- ・事業内容 常備消防通信指令業務共同運用事業委託
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（委託費の財源内訳）

新規 山口県防災行政無線再整備事業（R6）

15, 898千円

災害時における防災機関との通信体制を確保するため、山口県が実施している防災行政無線事業の再整備事業費について、その一部を負担します。

■山口県防災行政無線再整備事業負担金

＜担当課：総務課＞＜P135＞

- ・事業内容 山口県防災行政無線再整備負担
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（負担金の財源内訳）

新規 阿武町地域防災計画改訂業務委託事業（Ｒ６）**8, 000千円**

平成２１年度に改訂した地域防災計画を、現状に照らして見直す必要があるため、地域防災計画の全部改訂を行います。

■地域防災計画改訂業務委託料

<担当課：総務課><P135>

- ・事業内容 地域防災計画改訂業務委託
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（委託費の財源内訳）

新規 消防自動車整備事業（Ｒ６）**13, 027千円**

消防活動の維持のため、配備から３０年経過し老朽化している奈古第１分団小型動力ポンプ付積載車を更新します。

■消防自動車購入費

<担当課：総務課><P133～135>

- ・事業内容 奈古第１分団小型動力ポンプ付積載車購入
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（購入費の財源内訳）

継続 消防団員自動車免許取得補助事業（Ｒ４～）**300千円**

若い消防団員が消防車両（ポンプ車）を運転するため、準中型自動車免許取得費用に対する公費を助成します。

■消防団員自動車運転免許取得補助金

<担当課：総務課><P135>

- ・事業内容 準中型自動車免許取得補助（補助率50% 上限10万円）
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（補助金の財源内訳）

継続 空き家除去補助事業（Ｒ６）**2, 000千円**

居住環境等の整備改善を図るため、倒壊危険家屋等不良住宅の除去に要する経費の補助を行います。

■空き家対策等補助金

<担当課：土木建築課><P127>

- ・事業内容 除去に要する経費の一部補助（補助率53.28% 上限額100万円）
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 国50% 町50%（補助金の財源内訳）

継続 住宅耐震化推進事業（R6）**2, 222千円**

地震による住宅倒壊を防ぐため、耐震診断、耐震改修などに要する費用の一部を補助します。

- | | | |
|------------------|---|-----------------------|
| ■住宅耐震化事業費 | | ＜担当課：土木建築課＞＜P125～127＞ |
| ・事業内容 | 耐震診断（無料）
耐震改修に要する経費補助（補助率80% 上限額100万円） | |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 国27.5% 町72.5%（事業費の財源内訳） | |

継続 消費生活相談機能整備・強化事業（R6）**177千円**

多様化する消費生活トラブルに対し、専門的かつ的確な相談体制を整えるため、消費生活相談有資格者による相談を実施し、消費生活相談機能の整備・強化を図ります。

- | | | |
|--------------------------|----------------------|----------------------|
| ■消費生活相談員の相談に要する経費 | | ＜担当課：まちづくり推進課＞＜P117＞ |
| ・事業内容 | 消費生活相談有資格者による相談（月2回） | |
| ・事業主体 | 阿武町 | |
| ・負担区分 | 県100%（事業費の財源内訳） | |

7 時代に応じた行財政運営（行財政／議会）

新規 第9次行政改革大綱策定（R6）

18千円

第8次行政改革大綱の実施期間が令和6年度で終了するにあたり、時代の変化に対応した行財政運営を実現するため、令和7年度開始の第9次行政改革大綱を策定します。

■行革推進委員の委員報酬

＜担当課：総務課＞＜P53＞

- ・事業内容 第9次行政改革大綱策定
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

新規 行政デジタル推進事業（R6）

5,500千円

行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていくため、DX推進計画を策定します。

■DX推進計画策定支援業務委託料

＜担当課：総務課＞＜P53～55＞

- ・事業内容 DX推進計画策定支援業務委託、職員研修旅費
- ・事業主体 阿武町
- ・負担区分 町100%（事業費の財源内訳）

IV 財政の現状と見通し（一般会計）

1. 経常収支比率 ……長期間にわたり県内最低水準を維持

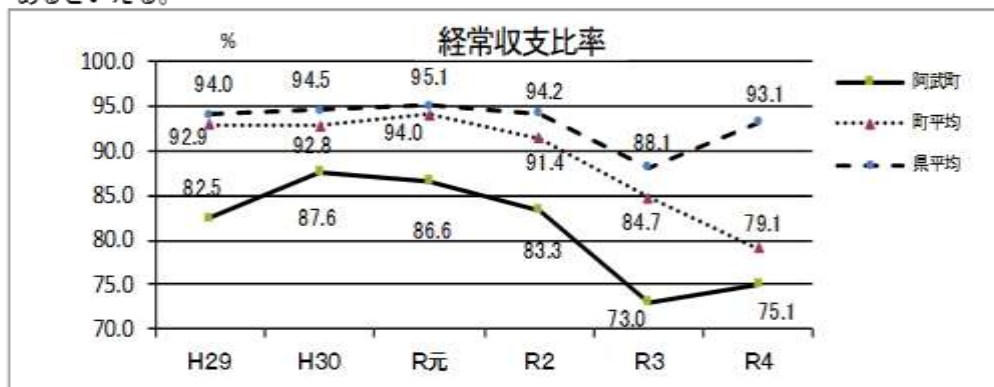
単位：％

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4
阿武町	82.5	87.6	86.6	83.3	73.0	75.1
町平均	92.9	92.8	94.0	91.4	84.7	79.1
県平均	94.0	94.5	95.1	94.2	88.1	93.1

※単年度、決算

人件費、扶助費、公債費等の義務的経費や物件費、維持補修費等の経常的経費に、地方税、地方譲与税、普通交付税等を中心とする毎年度連続して経常的に収入される使途が特定されない一般財源が、どの程度充てられているかを示す指標。

※町村では、70～80％が望ましいとされ、これを超えると財政の弾力性が失われつつあるといえる。

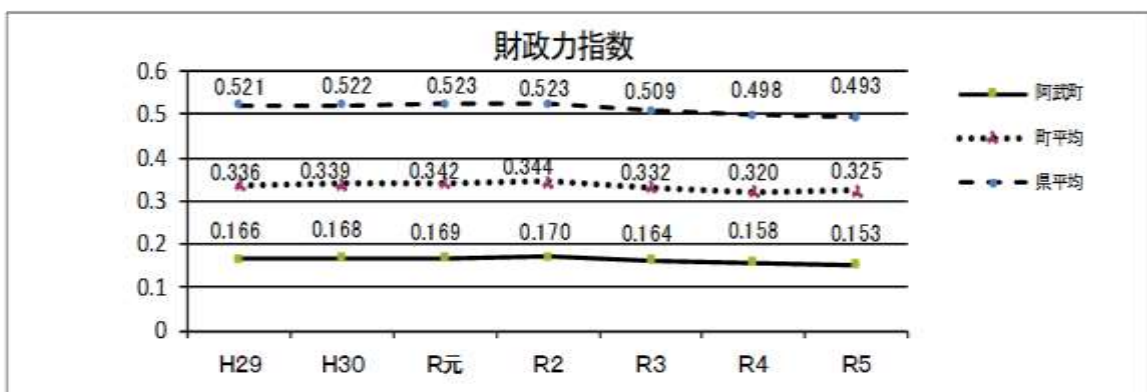


2. 財政力指数 ……依存財源の割合が依然として高い

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
阿武町	0.166	0.168	0.169	0.170	0.164	0.158	0.153
町平均	0.336	0.339	0.342	0.344	0.332	0.320	0.325
県平均	0.521	0.522	0.523	0.523	0.509	0.498	0.493

※3ヶ年平均

自治体の財政力の強弱を判断する指標で、数値が大きくなるほど財政力は強いと言え、1を超えると地方交付税が不交付団体となる。



3. 実質公債費比率

……県内でも低い水準を維持

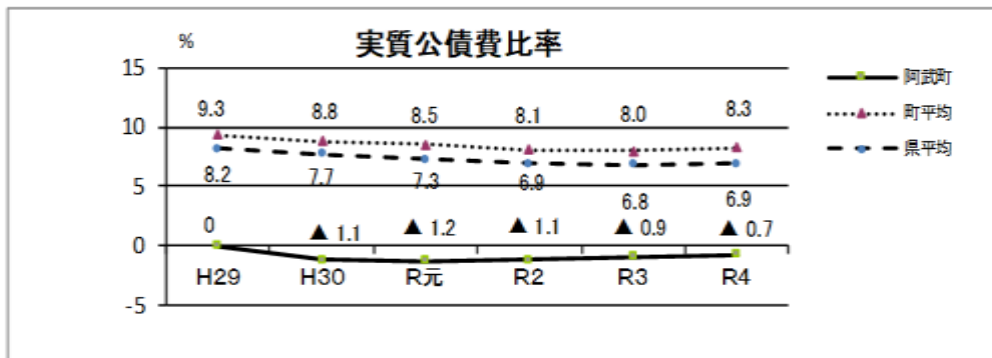
単位：％

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4
阿武町	0	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.7
町平均	9.3	8.8	8.5	8.1	8.0	8.3
県平均	8.2	7.7	7.3	6.9	6.8	6.9

※3ヶ年平均、決算

経常一般財源に占める普通会計における公債費の元利償還金及び公営企業の元利償還金への繰出金や、一部事務組合の公債費への負担金等に充当された一般財源の割合で、平成18年度から地方債の借入が許可制から協議制に変更されたことに伴い導入。

※18％以上になると、新たに地方債を発行して借入する際に財政運営の計画を立てて国や都道府県の許可が必要となる。25％以上では、単独事業の地方債が一部認められなくなり、起債制限団体となる。



4. 公債費

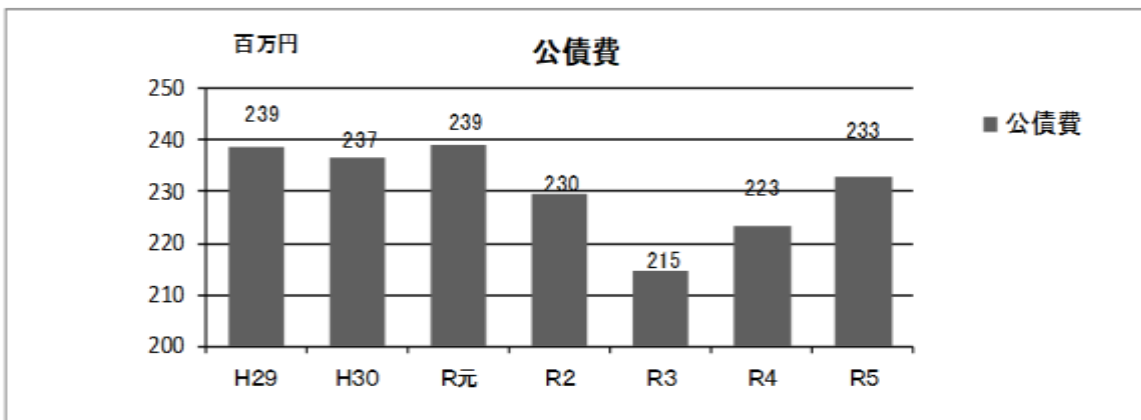
……令和5年度は前年度を上回る見込み

単位：千円

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公債費	238,909	236,638	239,315	229,635	214,771	223,357	232,750
(対前年増減)		▲ 8,082	▲ 2,271	2,677	▲ 9,680	▲ 14,864	8,587

※単年度、決算（R5は見込額）

平成26年度以降新規借入れの抑制等により減少傾向で推移していたが、近年の起債増加により令和5年度は前年度を上回る見込み。



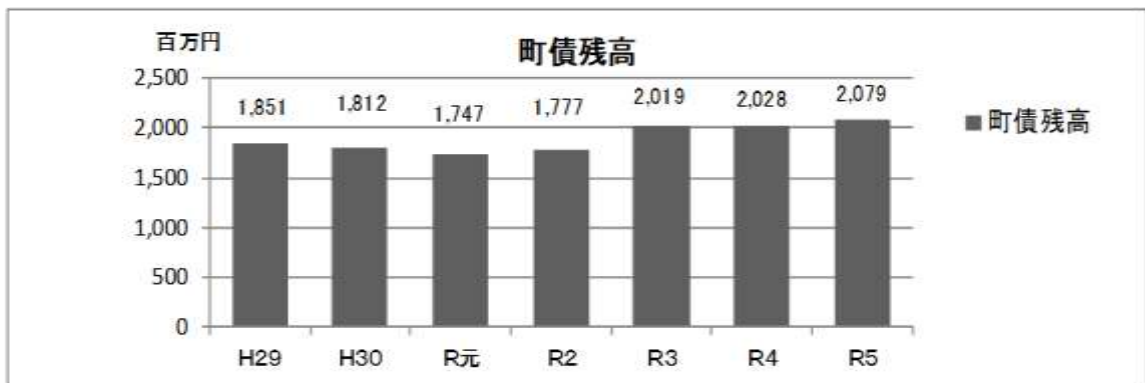
5. 町債残高 ……近年は増加傾向で推移

単位：千円

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
町債残高	1,851,333	1,811,983	1,746,876	1,777,140	2,018,939	2,027,794	2,079,379
(対前年増減)	▲ 150,296	▲ 39,350	▲ 65,107	30,264	241,799	8,855	51,585

※単年度、決算（R5は見込額）

臨時財政対策債の繰上償還や償還満了等により減少傾向で推移していたが、近年の事業量の増加により借入額は増加傾向にある。令和6年度以降についても公共施設整備等の財源措置として起債を行うため、借入額は増加する見込みだが、元利償還金の一部が交付税措置されるため、財政運営に支障は生じない見通しである。また、減債基金の活用による借入残高の抑制を視野にいれながら財政運営を図っていく。



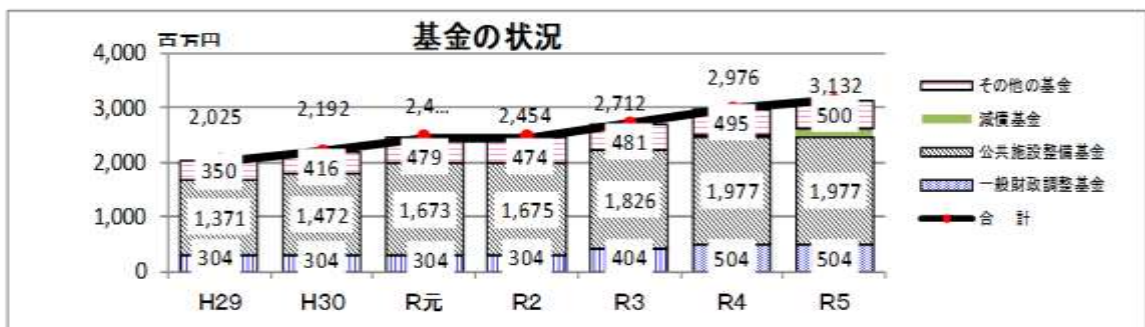
6. 基金の状況 ……財政調整基金、公共施設整備基金の確保に努める

単位：千円

区 分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
一般財政調整基金	304,128	304,128	304,128	304,128	404,128	504,128	504,128
公共施設整備基金	1,370,633	1,471,569	1,672,583	1,674,818	1,826,329	1,976,574	1,976,586
減債基金	819	819	819	819	819	819	150,819
その他の基金	349,569	415,914	478,985	474,228	480,690	494,526	500,402
合 計	2,025,149	2,192,430	2,456,515	2,453,993	2,711,966	2,976,047	3,131,935

※毎年度末残高（R5は見込額）

一般財政調整基金は、一般会計の年度間の不均衡を是正するための基金で、標準財政規模の5～20%程度が適正とされており、当町は約23%程度を積み立てている。また、公共施設整備基金は、将来の公共施設整備に備え積み立てている基金で、将来の公共施設の建て替えや大規模改修等施設整備の財源として活用する。近年、公共施設整備基金額が増加傾向にあるが、公共施設の寿命化等に備えるため、相当額の確保に努める。

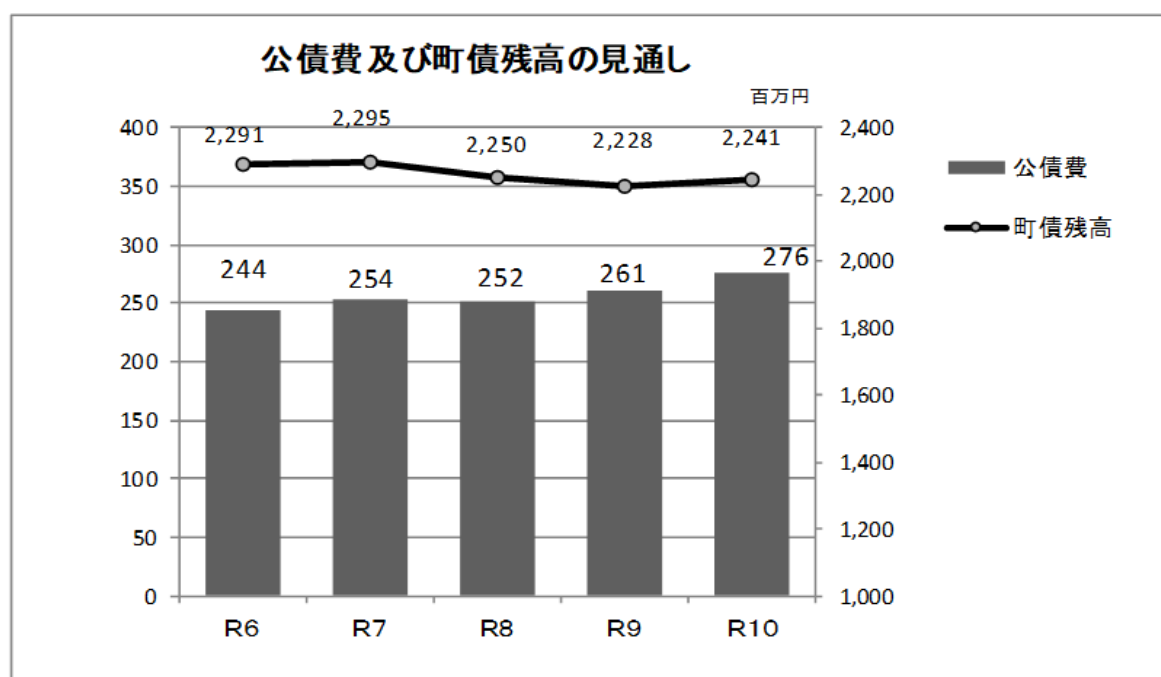


7. 公債費及び町債残高の見通し

単位：千円

区分	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
公債費	244,237	253,737	252,446	260,687	276,426
(対前年増減)	11,487	9,500	▲ 1,291	8,241	15,739
町債残高	2,291,122	2,294,505	2,249,738	2,228,115	2,241,292
(対前年増減)	211,743	3,383	▲ 44,767	▲ 21,623	13,177

※プライマリーバランスに注視しながら、各年度毎の町債発行予定額（3年据置、12年償還）で試算。



V 健全化判断比率、資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成19年度決算から健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の公表が義務づけられました。阿武町の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

○健全化判断比率

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— ※1	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	— ※2	20.0	30.0
③実質公債費比率	▲0.7 ※3	25.0	35.0
④将来負担比率	— ※4	350.0	—

- ※1 実質赤字比率は、普通会計で8億5886万円の黒字であるため該当する数値（赤字額がないことを表します）。
- ※2 連結実質赤字比率は、全会計で8億8344万円の黒字であるため該当する数値（赤字額がないことを表します）。
- ※3 実質公債費比率は、毎年度経常的に収入される財源のうち、実質的な公債費相当額の占める割合の3ヶ年平均ですが、3ヶ年の算定結果がマイナスとなり、3ヶ年平均で▲0.7となったものです。
- ※4 将来負担比率は、将来負担すべき負債が充当可能な財源で賄えることから該当する数値（実質的な将来負担額）がないことを表します。

○資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	

公営企業に係る3つの特別会計については、資金不足が生じておらず、該当する数値（資金不足額）がないことを表します。

<用語の説明>

- ・実質赤字比率 … 普通会計における実質赤字額の標準財政規模に占める割合
- ・標準財政規模 … 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模（標準税収入額等に普通交付税を加算した額）
- ・実質赤字比率 … 普通会計における実質赤字額の標準財政規模に占める割合
- ・連結実質赤字比率 … 全会計における実質赤字額の標準財政規模に占める割合
- ・実質公債費比率 … 普通会計が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・将来負担比率 … 普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・早期健全化基準 … 4つの比率について各比率ごとに定められた自主的かつ計画的に健全化を図るべき基準（いずれか一つでもこの基準を超えると財政健全化計画を策定しなければなりません）
- ・資金不足比率 … 公営企業会計における資金不足額の事業規模に占める割合
- ・経営健全化基準 … 資金不足比率について定められた自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準（基準を超えると経営健全化計画を策定しなければなりません）

VI 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

引上げ分の地方消費税収(社会保障財源分)が充てられる
社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 30,200千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 102,766千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
障害者支援事業	24,672	18,504			6,168	
障害児通所支援事業	6,756	5,067			1,689	
福祉バス助成事業	1,699				1,699	
在宅福祉事業	2,777				2,777	
社会福祉計	35,904	23,571			12,333	
児童手当	45,800	38,659			7,141	
保育所運営事業	10,633		2,800	959	6,874	
放課後児童健全育成等事業	10,429	3,770		1,824	3,852	983
児童福祉計	66,862	42,429	2,800	2,783	17,867	983
合計	102,766	66,000	2,800	2,783	30,200	983